

## 平成30年度第1回 仙台市総合教育会議 議事録

日 時 平成30年5月22日（火）13：30～15：20

場 所 仙台市役所本庁舎2階第2委員会室

出席者 仙台市長 郡 和子  
仙台市教育委員会 教育長 佐々木 洋  
仙台市教育委員会 委員 吉田 利弘  
仙台市教育委員会 委員 齋藤 道子  
仙台市教育委員会 委員 加藤 道代  
仙台市教育委員会 委員 花輪 公雄  
仙台市教育委員会 委員 中村 尚子  
仙台市教育委員会 委員 里村 正治

### 次 第

1. 開会
2. 協議
  - (1) いじめ対策について
  - (2) 体罰等に関する全校アンケートを受けた今後の対応について
  - (3) 平成30年度教育委員会の主要事業について
3. その他
4. 閉会

## 1 開 会

○事務局 ただいまから平成30年度第1回仙台市総合教育会議を開会いたします。

初めに、市長よりご挨拶申し上げます。

○郡市長 大変お忙しい中を総合教育会議にご出席をいただき、本当にありがとうございます。

仙台市内のさまざまな教育行政について皆様方からご意見を頂戴し、意見交換をさせていただくこの総合教育会議も、開始から4年目ということになりました。昨年、私が就任した後はいじめ防止対策を中心にご議論をいただいたわけでございます。今年の1月でございました前回の会議では、いじめ対策等検証専門家会議から出されました第一次提言をもとにいろいろご議論いただきました。例えばスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなど専門家をもう少し拡充すべきであることや、SNS等を使った教育体制の充実についていろいろご意見を頂戴いたしまして、この会議を経て、その皆様方のご意見も踏まえた上で30年度の予算編成を行ったところでございます。

教育行政に係るさまざまな課題というのは大変多様化しておりますし、複雑化もしております。この間、いじめ防止対策等でいろいろとやりとりさせていただきましたが、なお一層教育委員の皆様方と連携を深めて、ともに仙台市民の皆様方に信頼をいただける教育行政を推進するために、今日もさまざまご意見を頂戴し前に進めてまいりたいと思いますので、どうぞ活発なご議論をお願いいたしまして、私からの冒頭のご挨拶にさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

## 2 協 議

### (1) いじめ対策について

○事務局 それでは、以降の進行につきましては、座長であります市長にお願いいたします。

○郡市長 それでは、今日の会議の開催に当たりましてまずは議事録の署名でございますが、教育委員会側の署名委員として齋藤委員にお願いをしたく存じます。よろしくお願いいたします。

では、議題に入らせていただきますが、今日の次第でございますように、協議題といたしまして(1)(2)(3)と3つございます。(1)と(2)の議題に集中して

ご議論をいただこうと思っところでございます。

まず、(1) いじめ対策についてでございます。

この間の市内中学校の生徒の自死事案を踏まえまして、この会議の場でもいろいろとご議論をいただきました。そうした議論も踏まえまして、さまざまな再発防止策を講じ、教育委員会とともに対応を進めてきたところでございます。一方で、議会におけるいじめ問題等対策調査特別委員会、また、先ほどもお話しいたしましたけれども、第三者機関であるいじめ対策等検証専門家会議におきましても、このいじめ対策についてさまざまご議論をいただいているところでございます。第三者機関の皆様方からは第一次提言という形でご意見を、議会の調査特別委員会からは中間報告書という形でご提言をいただいているところでございます。

もちろん30年度の予算編成に組み込まれたところもございますので、後ほど資料をごらんいただけますと、これが取り組んだところというのがわかるような資料もご提示させていただいておりますけれども、それらも踏まえた上でこの対策についてさらにご議論をいただきたいと思っところでございます。総合教育会議における議論や第一次提言を踏まえ取り組んだ政策等も踏まえながら、今後取り組んでいくべき方向性について改めてご議論いただければと考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議論に入らせていただきます。まず初めに、齋藤委員からお願いします。

○齋藤委員 いじめ根絶に向けて学校は本当に努力を続けていますが、社会情勢や家庭事情が複雑化する現代においては、社会全体で子どもを見守る必要性があることを私は繰り返し申し上げたいと思っます。そのためにも、まず1つ目として学校と地域との連携強化が重要であり、それから2つ目としては、教育委員会を超えた市長部局の専門性、こちらを十分に生かしていただく必要があると思っます。

まず、1つ目の学校と地域との連携強化についてですけれども、こちらは、昨年夏に市内全小中学校で学校・家庭・地域によるいじめの実態などの情報共有やいじめ防止対策への意見交換会を開いたわけですけれども、今年度は、子ども自身の声も取り入れながら、学校だけではなく地域やPTAでも意見交換の場を設け、さらなる継続と定着を図ることが必要だと思っます。

それから2つ目、教育委員会を超えた市長部局の専門性についてですけれども、こちらは、教育委員会で発行しておりますいじめ防止学校・家庭・地域連携シートの配布

によって相談窓口等が明確化されておりますが、学校や家庭以外にももっと子どもの居場所があってもよいのではないかという気がいたします。多くのさまざまな年代の方と関わることで、子どもたちは自己有用感や自己肯定感を得ることができます。だからこそ子どもの居場所づくりを積極的に地域で行い、地域全体で子どもたちを見守るという姿勢が必要だと思えます。

また、いじめをしない、いじめをしてはいけないとわかる子どもに育てるには、乳幼児からの育ちや学びが必要だと思っております。そのためには子育てをする親の啓発も大切ですが、現在の核家族化や少子化などによって非常に子育てには不安が尽きない状態であるため、それを解消する場の提供ももっと必要となるでしょう。そこで、さまざまな専門機関や大学とつながりを持っている市長部局と連携し、教育委員会の力だけではなく、外部機関を取り込んでいただくことが重要であると思えます。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。

今、齋藤委員からご指摘をいただきました、学校、地域、そしてまた教育委員会と市長部局の連携ということはとても重要な視点だと思っております。子どもたちを社会全体で見守っていくという、この視点を忘れてはならないと私自身も思っているところです。

今、ご紹介いただきました学校・家庭・地域連携シート、いじめ防止のためのこのシートについてご指摘をいただきました。意見交換会の実施やこのようなシートを活用してこれまでも取り組んでいるわけですが、どのような取り組みでも検証しながらよりよいものに変えていく、発展をさせていくということも重要だと思えますので、今後も検討していく上でも重要なご意見であったと思っておりますのでございます。

また、核家族化、家庭の教育力についてのご意見がございました。保護者の意識の啓発、また家庭における教育力の強化は検討を進めていく上でとても重要な視点だと私も思えます。さまざまな専門機関や大学などの外部機関とネットワークがある部局、これが教育委員会と相談しながら連携を強めていき協力をしていくべきだと私も思えますので、大変いいご意見ありがとうございました。

それでは、次に、花輪委員にお願いいたします。

○花輪委員 本市の今年度予算で中学校2年生に対して35人学級が導入されました。また、スクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーが増員されるなど、

いじめ未然防止、再発防止に対して直接、間接に関わる施策がとられており、大変好ましいものだと思っております。この場をおかりして感謝申し上げます。また、仙台市議会全議員からなるいじめ問題等対策調査特別委員会並びにその下に置かれました理事会で非常に精力的に議論され、対策への中間報告書を取りまとめられたことに対し、敬意を表するとともに厚く御礼申し上げます。

ここでは主にいじめの未然防止に関わる観点から2点意見を述べさせていただきます。

1点目は、道徳の教科化に伴う対応についてです。ご存じのように今年度より小学校で道徳が教科化されました。道徳を特別の教科と位置づけて、考え、議論する道徳へと転換されることになりました。私はこの道徳は社会の中で個々人が他者とともによいように生きるのかを考える教科だと思っておりますので、いじめの問題に直結しているものであります。その意味で授業の成果に期待するものであります。初めての年度ということもありまして、評価も段階別評価ではなく、言葉、文章による記載になるようですので、小学校の先生方にかかなりの負担になることも予想されます。これに対して、市の教育委員会の所掌とはなりますが、他の教科以上に授業や評価の開発のための研究会や研修などの機会を設けまして、先生方の負担を可能な限り軽減する策をとる必要があるのではないかと思います。道徳の教科化で、子どもたちや家庭が、そして小学校や地域が、どこが変わりどこが変わらなかったのか、これは大変難しい判断・評価になるとは思いますが、見ていく必要があるかと思います。

2つ目です。齋藤委員と同じですけれども、社会全体で子どもを育てること、地域が学校を支える仕組みをさらに強化すべきであろうと思います。ややもしますと子どもを育てるのは学校であると、学校に任せておけばいいという考えが私たちにはないでしょうか。今こそ社会全体で子どもを育てるといふ考えへと変わる必要があるのだと思います。本市では学校支援地域本部事業がこれまで進められてきました。また、昨年度はいじめの問題に関し学校・家庭・地域による情報共有や意見交換の場が設けられました。さらに、今年度は仙台版コミュニティ・スクールのあり方が検討されることになっています。これらを土台にして、その延長上に地域が学校を支える仕組みを強固につくり上げていく必要があるかと思います。

高齢化が進んでおります。多くの経験豊かな方たち、とりわけ長年教壇に立っておられました先生方の協力が望めます。子どもたちは極めて多様な個性と能力を持っています。学校の授業の外でこそ、画一的なやり方ではなく、多様な活動をする中から豊

かな情操が醸成され、結果として他者を思う心をつくっていきけるのではないのでしょうか。直面しているいじめ問題に即効性という点では少し足りないかもしれませんが、ぜひ早急に進めていきたい施策だと考えております。以上です。

○郡市長 花輪委員、どうもありがとうございました。

1点目の道徳の教科化ということについて、道徳というのは自分自身を見つめ直して、そして他者との関わり等、多面的に多角的に考えていくということでしょう。そして、生き方ということについて深く考えていく教科だと思っております、お互いにどういふ考えを持っているのかや違いを尊重し合えるところも持った上で、友情や信頼関係の構築につながるのだらうと思っております。そういう意味におきましても、このことがいじめの防止にどのようにつながっていくのか、私も大変関心を持っているところでございます。

2点目の学校を支える地域の仕組みということについて、これも強化できるところ、私もぜひ取り組んでいくべきと考えております。今、退職された先生方も実は本当にいろいろ心配なさっていただいています。その先生方が協力してくださっている事例もお聞きするところでありますが、そのような先生方のこれまでの経験等も生かしていただけるように、ぜひ大きな力になってもらいたいと思っております。

それから、仙台市の小中学生というのは、地域の行事に参加をすとか地域のことをいろいろ考えるという割合については全国のレベルでも上のほうにあるそうです。しかし、その一方で、いろいろな世代の大人と一緒にスポーツを楽しんだり勉強したりということについては、残念ながら全国の平均よりも多くないようで、これは、いろいろな年代の方々と触れ合うことによって、その人の特性を引き出してもらえる、自己肯定感につながるような場にもなり得ると思っておりますので、この辺につきましてはぜひ教育委員会と一緒に考えていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

では、加藤委員にお願いいたします。

○加藤委員 学校だけではなくさまざまな外部資源の力をかりていく、そういう形でいじめ防止対策に取り組んでいこうという方向がかなり現実化してきて、前に進んでいることが大変よかったのではないかと考えています。

今後これをどのように評価していくかを考えたいと思っております。まずは、それぞれの取り組みをばらばらに一つ一つ評価するだけではなく、いじめ防止対策という全体像の中で、それぞれの取り組みの連関も考えながら総合的に評価をしていくことが必要に

なるだろうと思います。各取り組みは互いに役立ち合っているのかどうか、例えば、35人以下学級を拡充したことで、道徳や人権教育がとても充実してきたなど、それぞれ一つ一つの取り組みが関連してうまく動き合っているかどうかといった評価です。また、子どもたちには直接に、あるいは、間接的にどのようなにつながっているのかという、子どもたちを主体として見ていく評価です。そして、こうした新しい取り組みをすることによって一方で教員の多忙化が実は進んでいるということのないように、そこが助長されていないようにということも留意した評価が必要になるとと思います。

2つ目には、学校が外部資源をたくさん取り込んでいくということは、そのことによって連絡調整が小まめに必要になります。これは今までと違った質の違う作業が増えるということでもあります。学校や生徒、保護者のそれぞれの視点から、それぞれの外部資源が上手に利用されているか、利用しにくい点はないのかどうか、という点を小まめにチェックしていくことが必要だと思います。また、外部にはどんな力があるのか、自分たちと違った力をどうかりていくのかという理解、そして連携のためのスキルを高めていく必要があります。なかなか大変なことですが、ここがしっかりしていないと、外部資源を有機的に使っていくことが難しいからです。

そういう意味で、まずは、効果があったかどうかよりも、どのくらい活発に利用されたかを第一歩として見ていく、そういう評価もあるのではないかと考えています。

○郡市長 ありがとうございます。

外部資源の力をかりることが重要だというお話がありました。前回のこの会議の中でも専門家を拡充すべきであるというような意見もいただき、その予算について確保したところがございます。学校のみならず専門的な知識を持った方の力というのでも有効的に使っていくべきだと思うのですが、ご指摘のように、そういう取り組みをしてどうだったのかという評価、手段は行ったけれども結果どうであったのかという、これは重要な観点だと思います。また、教員はこのことによってかえって多忙化に拍車がかかることがないように丁寧に見ていく必要があるというご指摘もいただきました。私もそうならないように努めるべきだと考えております。どのようなことができるのか、考えてまいりたいと思います。

それから、学校側のスキルをどう構築していくのかという、これも大変大切な視点のご指摘がございました。仕組みがあってもそれを使わなければ何の効果も発揮できないでしょうし、そしてそれをよりよく回していくためのスキルも重要な観点だと思います。

ます。私も今のご指摘についてなるほどと思わせていただきまして、しっかりと見ていく必要があると思いました。ありがとうございます。

次は、中村委員、お願いします。

○中村委員 私のほうでは、一次提言でも、そして中間報告でも重なる部分は大変多いのではないかと感じておりました。提言、報告、それぞれが単体で動くのではなく、両方を組み合わせることによって、より深く課題、そして対策、取り組みを考えることができると思います。その中で、さらなるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充というのは変わらぬ思いです。また、保護者の立場から、学校と保護者と地域との連携強化の部分でも意見交換会は外せないものだと思っています。そして、各学校の主体性を引き出す取り組みの部分でもここはぜひ進めていてもらいたいものの一つです。

これらを充実させるために教職員の方々の多忙化解消は不可欠です。何か対策を追加するだけで、先生方のキャパはますます狭くなってしまおうと思いますので、児童生徒と向き合う時間をつくるために、例えば退職職員の方々などのお力をおかりし、本気で仕事の内容の見直しをお願いしたいと思います。仕事の内容をチェックするために一つ一つ書き出しなさいといっても、現在進行形の先生方には時間がありません。そこで、教員の仕事内容がわかっている方にある程度のリストをつくってもらいチェックをする。今、児童生徒と直接関わっている方から少し離れたところである程度の見直しをかける。見直しをすると言うだけではなく、やらなければならないことを実際に取り組むことが今必要で、それがひいては児童生徒に向き合う時間をつくり、いじめの対策になる。そういった地道な作業も今後ぜひスピード感を持って進めていただきたいものだと思っています。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。

昨年度実施いたしました学校と保護者と地域との意見交換会、初めての試みでありましたが、大きな成果があると認識をしております。これは今後も継続して進めていかねばならないと考えているところです。また、学校の考え方や活動内容の周知というのは、地域、そしてご家庭の理解や協力がなければ成り立たないものですから、これもぜひ進めていただきたい取り組みであろうと私も思います。

それから、教職員の多忙化の解消についてご指摘がございました。全ての仕事のリストアップをして、それを網羅的に見直していくというのは方法としてはあり得ると思

いますが、それが逆にますます教職員の負担になっては困るということもあるでしょう。それぞれの学校において子どもたちの時間をどのようにつくっているのか、多忙化解消に向けての取り組み、好事例なども出てきているのではないかと思いますので、その辺も一緒に考えてみたいと思います。

では、里村委員、いかがでしょうか。

○里村委員 私は少し絞ってお話しさせていただきたいと思います。このいじめ問題等対策調査特別委員会の中間報告書に6つの再発防止策の整理点が挙がっています。そのうちの1番目と2番目についてです。

1つ目が「学校内の情報共有や教職員間の連携と役割分担の明確化などにより、いじめ問題に適切に対応できる体制を整備すること」。2つ目が「いじめを認識したときは、深刻な事態につながらないように初期対応を適切に行う体制を確立すること」。この2つですが、ともに体制を整備すること、体制を確立することと整理されております。この点について私の意見ですけれども、ともにこの体制整備、体制確立には校長が軸になったほうがいい、なるべきだという意見です。これは既にそうなっていると思いますけれども、なお、こういう中間報告が出たわけですからさらにその点について検証していく必要があるのではないかと思います。

学校内の情報共有や教職員間の連携と役割分担の明確というのは誰がマネジメントするのかという点については、それはやはり現場の責任者である校長であろうということです。学校内の体制整備の総責任者はあくまでも校長だという考え方の中で、校長の職責をより明確にして、そしてその結果責任を担っていただくというように工夫する必要があるのではないかというのが1点目です。

2点目の「いじめを認識したときは、深刻な事態につながらないように初期対応を適切に行う体制を確立すること」について、この体制確立の核となる人は、私はこれも校長だと思います。もう少し具体的に申し上げますと、校長と教育委員会との情報共有体制の強化充実が必要だろうということです。危機管理の第一歩というのは、危機管理体制を適切に構築しておき、事案が発生したときは遅滞なく円滑にそれを運営することから始まるわけです。1日でも遅れるといけないということです。そうすると、校長と教育委員会との緊密で漏れのない情報・連絡・相談体制の構築が不可欠でありまして、現行の体制にはなおその工夫、改善を要する点が残っているのではないかと思います。

ほかの委員から出た意見とは違う観点から校長の役割をもう少し明確にして、この整理点の1つ目、2つ目に一致する具体的な対応策として進めていただきたい、進めていかなければいけないと思うところです。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。

今、里村委員からは校長の役割ということと教育委員会との連携ということについてお話がございました。いじめ防止基本方針に基づいて、各学校にはスクールカウンセラーやさわやか相談員などを構成メンバーとした委員会が設置されており、多様な視点で組織的に進めていくこととされているわけでございます。そうした中で校長先生が強力なリーダーシップを発揮して、学校の内外の協力体制を確立した上で、それぞれの学校の実情に応じた対策を進めていくということが本当に基本の基本だと思います。学校経営者の第一の責任者である校長がいじめ防止に力を発揮できるように、どういう方策が効果的なのか、教育委員会と一緒に考えてまいりたいと思います。

それから、いじめ防止対策基本方針に、重大事態が生じている場合は、その事実関係がもう確定した段階ではなく、初期の段階から、疑いの段階から対応しなくてはいけないということになっているわけです。こうした運用がきちんとなされているのかということについても、しっかりと見ていく必要もあると思います。

今お話がありました議会からの中間報告書にございますこの2つの点について、特に整理点ということで挙げていただきましたけれども、より適切な運用を図っていくために努力をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、吉田委員にお願いいたします。

○吉田委員 2点について話をさせていただきます。

まず1点目は、専門家会議、調査特別委員会からの指摘、助言についてでございますけれども、配布資料3にもありますが、教育委員会としてもさまざまな施策を講じているわけでございます。ところが、残念ながらいまだに、程度の大きい小さいはありますけれども、いじめというものが学校現場で起こっているわけです。その起こっていることの根絶を目指すためにこの中間報告、提言をいただいたわけでございますので、これを契機にもう一度、この配布資料3にあるような網羅された施策、手だての中にほころびがないのか、さらにそれぞれの機能状況はどうなのかということについて点検する必要があるのではないかと考えているところでございます。

一つのあり方といたしましては、まず横軸に、未然防止の段階、それからいじめが起

こってしまった初期の段階、少し重くなった段階というようにその過程をとりまして、縦軸には、家庭、地域、そして学校という対応場面をとります。その中にこの施策を当てはめていき、現段階でどのような状況になっているのかを関係者が俯瞰できる、常にチェックできるようなあり方もあるのではないかと、それが一つ根絶に結びつく方法として考えられるのではないかと考えているところでございます。

それからもう一つ、根源的なところからの対応策ということでございます。その考え方として、足元で起こっていることを大事にしていかなければならないのではないかと考えております。私が以前いわゆる児童心理学に触れたときに、自己中心的な言動は9歳から10歳、小学校3年生の段階あたりで終わり、次の段階に進むというのが一般的な学説でしたけれども、今は自己中心的言動が終わる年齢が上がってきているのではないかと考えています。

その背景としまして、人との触れ合いの機会が少ない。それによって、いわゆる人との違いを知らないままに成長してきているというところがあると思います。これは大きなところとしては少子化という現象があると思いますけれども、そうであればそういうことを解消する方法を家庭や学校でとっていかなければならないのではないかと考えております。お互いの人格を知り合うという教育ですけれども、それを余り難しく考えないで、対話の機会を多く設けてやればよいのではないかと考えています。この対話というものは、今回の新学習指導要領の授業のあり方のキーワードになっていますが、その対話をいろいろな場面で家庭でも設ける。そこで子どもたちが自分の考えを話す機会を設ければ、人格形成に結びつくことにつながるのではないかと考えています。それによって人の違いに気づく。ひいてはそれが個々を認め合う。そして結果的には人の違いがわかることにより、いじめ防止にも結びつけることができるということを考えているところです。こうした取り組みは、即効性はないけれども、息長く取り組んでいく必要があると感じているところです。以上です。

○郡市長 どうもありがとうございます。

今、吉田委員からご指摘がございましたが、これだけ取り組んではいるものの、いじめの認知件数は年間1万5,000件程度あるというところではございます。大変残念な状況でもあります。つまり、どこの学校でも、どういう場合でも、いつでも起こり得るという認識で取り組んでいくことがまず重要だと思います。同時に、いじめをなくしていくためにいろいろと努力をしていかななくてはいけない、力を尽くしてい

なくてはならないわけで、継続的に取り組みを進めて、子どもたちのために立ち止まることなく前を向いてまいりたいと思っているところであります。

ここで、教育長に少しまとめていただきましょうか。

○佐々木教育長 いじめ防止に向けたさまざまなご意見を頂戴したところでございますが、配布資料3にもございますように、教育委員会として今年度も様々な取り組みを進めております。学校現場でもさまざま取り組ませていただいておりますけれども、この成果や方向性を地域や保護者と連携するということが大事でございます。また、市長部局や専門的な方々の意見を伺って取り入れるということも大事だということを改めて感じたところでございます。

特に、委員の皆さまからご意見がございました学校・保護者・地域による意見交換会、これはお互いの理解促進に大変成果があったと考えておりまして、全ての学校ではございませんが、中には生徒も交えた意見交換にも取り組んだ学校がございました。こうしたよい取り組みを、ほかの学校にも広げていきたいと思っておりますので、これから今年度の意見交換会も予定してございますので、きちんと情報提供しながら進めていきたいと思っております。

また、専門的な知識の活用という点につきましては、今年度、スクールロイヤーによる学校支援ということを考えてございます。弁護士による法的な観点からの課題解決、相談、それから学校教員への法的な視点での研修、こうしたことも有意義だと考えてございますので、検討を進めていきたいと思っております。

また、さまざま取り組みをするに当たっては、先生方が生徒としっかりと向き合う時間を確保することが大事だと思っておりますので、先ほどお話が出ました35人以下学級、この状況もしっかりと踏まえていきたいと思っております。また、今年度から校務支援システムといたしまして、先生方の事務的なデータベースをパソコンに入力して翌年度も活用できる、あるいは1人の先生だけではなく他の先生もいろいろとデータベースを活用できるということで、情報共有や負担の軽減も考えてございます。

来年度に向けましては、給食会計の管理システムの導入を目指しており、また、システムだけではなく、学校での事務分担の見直しも進めているところでございまして、負担が軽減されるのではないかと考えております。

また、市長部局等との連携ということもございました。居場所づくりあるいは子育て中の核家族の方の相談ということから考えますと、例えば児童館やのびすくなど、さ

まざまツール、支援の場がございますので、この点に関しましては、子供未来局、あるいはさまざま配慮を要する子どもたちのことを考えますと健康福祉局とも連携が大事だと思いますので、私自身これはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

本当にたくさんのご意見をいただきましたので、一つずつ丁寧に対応しながらいじめ対策、いじめ防止につなげていきたいと思っております。

○郡市長 ありがとうございます。

さまざまなお議論、ご意見をいただきました。これまで実施してきた施策等についても、不断の評価、見直すべきところは見直し、さらに進められるようにこれからも取り組んでまいりたいと思っております。いじめ対策の全体像を共有できるような取り組みと、この吉田委員からもいただきましたので、これらも含めてどんなことができるのか、教育委員会とともに考えてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

## (2) 体罰等に関する全校アンケートを受けた今後の対応について

○郡市長 それでは、次に2番目の議題に移らせていただきたいと思っております。体罰等に関する全校アンケートを受けた今後の対応についてでございます。

さきに関催をされましたいじめ問題等対策調査特別委員会におきまして、市立学校全校で実施をいたしました体罰等に関するアンケートの集約結果、これをご報告させていただいたところでございます。現在、教育委員会においてこのアンケートの集計結果の詳細な分析を行っているところでございまして、今日は今まで行ってきた分析の中間報告といたしまして資料を配付してございます。

まずは教育長から資料の説明を願いたいと思っております。

○佐々木教育長 ただいま市長からお話がありましたように、現在、教育委員会といたしまして、体罰等に関するアンケートをもとに、体罰や不適切な指導が授業や部活動などどのような状況で起きているのか、また、教員がどのような認識でそういった行為に及んでしまったのかなど、分析・整理を進めているところでございます。

本日は、そうした分析が全て終了してはございませんけれども、現時点で中間報告という形で資料をまとめさせていただきました。本日はできるだけ教育委員の皆様との意見交換の時間をとりたいと考えておりますことから、簡潔に資料の説明をさせていただきます。

それでは、事務局から配布資料4につきましてご報告、ご説明させていただきます。

○事務局 それでは、体罰等に関する全校アンケート調査の結果の分析について、この間の中間的なまとめを配布資料4に基づいてご報告申し上げます。

まず、1の趣旨でございますが、昨年度行ったこのアンケート調査の結果は体罰49件、不適切な指導238件が確認されまして、またアンケート調査後に発生したのもございました。これらから、体罰・不適切な指導がどのような状況で起きているのか、また、教員がどのような心理状況になったときに起きがちなのかなどより詳細に分析し、そうした結果を研修等に反映させるなどして、体罰等の根絶がさらに教員に浸透するよう取り組みを進めるということが趣旨でございます。

2の分析の方法に示しましたとおり、これまでの調査などを通じて、教員が体罰・不適切な指導を行う際、共通点や一定の傾向がないかを見ていくということで分析を進めているところでございます。

では、3のデータ整理、現段階での分類・整理でございます。

①教員の年代・性別でございます。体罰については、行う教員の多くは男性となっております。次のページに移りまして、不適切な指導になりますと女性の教員の比率も多くなります。年齢層の高い教員の割合も高くなってまいります。これら傾向をさらに他の項目とリンクの中で分析していくことを考えております。

次に、児童生徒との関わりでございますが、担任が多いというのは当然ではございますが、中学校になりますと部活動の顧問というのが目立ってまいります。児童生徒との関わり、その中で教員の状況がどのようなものであるかといったことをさらに詳細に見ていく必要があると考えております。

次に③時間・学校活動等についてでございます。小学校、中学校とも授業中の体罰・不適切な指導が多くなっておりますが、小学校では給食の時間、それから中学校では部活動が目立ってまいります。これら学校活動の中で教員がどのような状況なのかということについては、さらに詳細に分析していく必要があるものと考えております。

④場所につきましては、おおむね前段の学校活動の結果が反映されたものとなっております。

次のページに移りまして、⑤の児童生徒の学年・性別でございます。体罰は校種にかかわらず男子に対するものが多くなっております。小学校では4年生、5年生、中学校では1年生、2年生が多くなっております。不適切な指導については、女子に対しても一定の割合で見られるようになります。中学校で1、2年生が多くなっていると

ということもございますが、小学校でも6年生より他の学年が多いということもございます。児童生徒の発達段階や学齢での行動傾向、そうしたものと教員の状況というものもさらに他の項目ともあわせて分析していく必要があると思っております。

次に移りまして、⑥学級規模との関係を、授業中に事案が発生した体罰について見たものでございます。不適切な指導については、現在集計を行っている最中ということになっております。

また、⑦学校規模との関係についても見ております。これは、参考資料に市立学校の学級規模、学校規模の分布の状況をお出ししておりますけれども、こうしたものとの傾向とあわせ、むしろそれぞれの規模というだけではなく、個々の事案における児童生徒との関係性やその教員の業務の状況が規模等との関係でどのようなものであったか、どう影響を与えていたのかといったことも加えて分析する必要があると思っております。

次のページに移りまして、⑧教員の認識についてでございます。聞き取りの中では、体罰・不適切な指導とも多くの教員が指導の一環のつもりであったというような認識を示しておりますが、一方で感情的になったとの認識を示すものも見られております。どうして体罰・不適切な指導を行ったのか、教員自身の認識ももちろんですが、児童生徒との状況や周辺環境等が教員の心の動きにどう影響を与えていたのかというところも客観的に見ていく必要があると思っております。

4の今後の方向性でございますが、体罰・不適切な指導を教員が行った際の状況、心理などをさらに詳しく分析するということは継続的に今行っているところでございますが、それらを踏まえまして、体罰・不適切な指導につながった具体例を示しながら、そこに至る教員自身の心理を客観視できるようにしたいと考えております。また、体罰・不適切な指導を行いがちな状況に陥らないよう、さまざまな状況に応じた指導スキルの向上を目指したいと考えております。それから、体罰・不適切な指導を行いがちな外的要因があるような場合には、それを取り除くように努めていきたいと思っております。こうした視点を持ちながら、これまでの研修では不十分だった部分をより強化していく取り組みを検討して、体罰・不適切な指導の防止・根絶の浸透を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○郡市長 ただいま事務局から説明をさせましたが、詳細な分析がまだできていないというところもございますが、この問題の解決に向けて取り組みを進めるに当たりまして

必要な視点あるいは考え方など、広く委員の皆様方からご意見をお聞かせいただきたいと思っております。体罰はだめなんだということをしっかりと植えつけるために何が必要なのか、どのように考えていったらいいのかということで、まず中村委員にお願いします。

○中村委員 私のほうで着目したいのは、やはり指導の一環のつもりであったという言葉です。教室内で暴力や威嚇、心理的なおどしで児童生徒を思うように行動させることは結構簡単で、何もかもひねり潰して無気力の中で行動させるというのが体罰です。結果は出やすいかもしれませんが、それは偽りの結果であって、本当の意味での指導による結果ではありません。本来、指導は児童生徒が健全に育つことが目的で、暴力や威圧に従う子が健全だとは言えないと思います。体罰によりその後おとなしく言うことを聞いて成長する経験をしているから、指導の一環なのだと思っているかもしれませんが、それは体罰のおかげではなく、その後の先生方のフォローや指導がよかったのだと思います。そのフォローや指導が今までもきちんとできているのであれば、体罰という部分をなくしても、児童生徒の心に届く手法を工夫することができるはずだと思っております。

また、中学校の部分には部活動が入ってきます。部活動の中でも体罰があり不適切な指導が多いとなっております。愛情を持って手を出すということはあってはならないと思います。自分の思うようなプレーや結果が出なかったことに対するものではないかと推察されます。部活動は学校生活の一部です。その中で創造性を高め、生徒が成長できるように指導していく必要があります。どうしたらできるようになるのか、なぜその練習が必要なのかを説明し、生徒に考えさせるために、指導者もまた勉強することが必要なのだと思います。

また、今後の取り組みを考える中で、体罰が、それを受けた子どもだけではなく、それを目の当たりにした周りの子どもにも大きな影響を及ぼしているものだという認識しておかなければならないと思います。暴力は、言葉も含め、見ているだけでもとても怖いものです。知り合いが暴力に遭うのは嫌なもので、たとえそれが自分に迷惑をかけた相手であってもそうです。体罰を見かけて、本当はいけないことなのだとわかっていても言えない罪悪感や無力感、そんな思いを周りの子にもさせているのだということも考えなくてはならない点だと思えます。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。

着目したいのは、指導の一環のつもりであったという点だにご指摘ございました。今回の中間まとめでは、指導の一環と認識しているという件数が229件ございました。体罰が41件、不適切な指導が188件もございまして、私も本当に残念というか遺憾に思ったところがございます。中村委員の暴力や威圧に従う子どもは健全だとは言えないというご指摘は、そのとおりだと私も思います。体罰をなくして、子どもの心に届くような教育を前提に進める必要があるだろうと改めて私も認識をいたしました。

中学校の現場では部活動も大きくなっていくわけですし、特に熱が入りやすいところもあるだろうと思います。特に体罰の問題は留意すべきでありましょう。押し付けではなくて、より深い対話あるいは説明をしてお互いの信頼関係を構築していくということ、上下の関係ではないということもしっかり見ていく必要があると思いますし、教員の指導力の向上がやはり求められると思います。

また、自分が体罰を受けていなくてもそれを見るのは不愉快だし怖いものだと、全くとおっしゃられるとおりに思います。周りに及ぼした影響も大きいという、そういう認識で取り組ませていただきたいと思います。

次は、齋藤委員にお願いいたします。

○齋藤委員 私は、この資料の6ページの米印から4の今後の方向性にかけての部分に全て集約されていると感じました。

まず、教諭とは教諭することであって、教諭中に体罰があってはならないと思っております。ただ、どうして体罰や不適切な指導を行ってしまったのか、児童生徒の状況や周辺環境等が教師の心の動きにどのように影響を与えていたのかなど、体罰や不適切な指導に至ってしまった背景や経緯を分析することに視点を置いていることは非常に重要だと思います。先生方は、常日ごろ、体罰や不適切な指導の防止に向けた認識は再三行っていますけれども、さらにそこに至ってしまった具体例を示しながら、教師自身の心の動きを客観的な視点で丁寧に分析できるような訓練も必要であろうかと思っております。

私は子どもを育てる担い手は、教師だけではなく保護者も、そして全てを取り巻く地域もそうであると思っております。それぞれの立場がそれぞれの役割を認識しながら協力していくことで、結果として体罰を防ぐことになると思います。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。

今ご指摘をいただきましたように、その分析の結果が体罰を回避するための実践的で

貴重な材料になると思っております。これを教員にフィードバックしていくべきでありましょう。ありがとうございました。

また、学校だけではなく、地域や家庭など社会全体で協力していくべきだというご指摘も全くそのとおりだと思います。ぜひこの体罰のない教育というものに向けて取り組めるように、またいろいろとご意見をお聞かせいただければと思います。ありがとうございました。

次は、加藤委員、お願いします。

○加藤委員 大前提としてやはり体罰はいかなる理由であってもあってはならない行為だということ、そして、それが仮に生じた場合にはしかるべき対処をしなければならぬということ、動かないところだと思います。ただ、その防止対策、未然防止の対応を考える視点からすると、なぜそういう行為が生じたのかということ、教員の個人内の要因から少し離れて、もう少し広いさまざまな要因の中で考えていく必要があるだろうと思います。

その1つは、環境要因ではないかと思えます。もし環境を調整することによって組織的に改善することができるのであれば、ほかの児童生徒にも、またほかの教員にとってもストレスの下がることであり、いい結果につながるからだと思います。例えば、その際の視点として、1つは、教員にかかる過剰な負担や責任が偏って集中していないかどうか、2つ目には、組織の中でなかなか相談をしにくい、あるいは1人で負担を抱え込んでいるというような教員の孤立がないかどうか。また、3つ目には、全体としての学校風土、例えば成果主義であるとか、早く進めなければならない、こうした全体の風土の中で、何か急いで結果を求めようとしているような部分がないかどうか。そして、教員の個別相談の場がきちんと整えられているかどうか。こうした視点が重要ではないかと思えます。

2つ目としては、児童生徒の要因についてです。なかなか議論しにくいところだと思いますが、これは児童生徒に対して不適切な行為を改めるのはもちろんですが、そもそも児童生徒に対してもっと適切な対応や関わりがあるのであれば、それを用意していかなければならない、そういう考え方もあると思います。つまり児童生徒に正しい発達支援の仕組みをつくっていくという部分です。

もう一つは、教員の要因です。これは4点ほど申し上げたいと思います。1つには、もし、指導の一環のつもりといったような教育指導に対する誤った信念があるのであ

れば、その是正を考える必要があるということです。2つ目には、教育指導の効果ということについて正しい知識を持たなければいけないということです。体罰はその場しのぎであって、真の教育的効果は得られない。まして長期的な効果にはならないということです。3つ目には、教師自身のストレス状態を自分自身が知ること、そして、それをどう解消していくかという力。こうしたストレスに対応する教職員の力の向上ということです。そして、4つ目には、指導スキル、指導力だと思います。特に、思いどおりにならない局面でどのように対応していくのかということ全体を向上していく視点を考えたいと思います。

○郡市長 ありがとうございます。

大切な視点を幾つか挙げていただきました。

教員の個人的な要因だけでなく環境要因、どういう環境に置かれているのかということにも注目しなくてはいけないという視点を出していただきました。

それから、教員の孤立についてもご指摘をいただきました。やはり教員も、それぞれ教育現場に入ったばかりの教員あるいはベテランであっても、いろいろと相談をできる、みんなで目配りできるという孤立防止は、大切な視点だと思います。そのことが子どもたちにも大きな影響を及ぼしてくるということであるならば、これをどのようにすべきなのか、考えていかねばならないと改めて思いました。

それから、ストレスのマネジメントについて、これもなかなか皆さん個人個人でも抱えているわけですが、それをマネジメントしていく能力をどのように磨き上げられるのかということについても、いろいろと研究をさせていただいて、体罰の防止に向けてこれらの力を養成するために何ができるのか考えてまいりたいと思います。

次に、吉田委員にお願いいたします。

○吉田委員 仙台市の教員数は約五千二、三百名になるでしょうか。今回、平成29年度だけでも、このような事案を起こしてしまった教員数が約百三十数名。率からすれば二、三%です。相手に子どもがいるということで、これは大きく受け止めなければならないことだと思っているところです。

事務局から今後の方向性について話していただいたわけですが、その中で留意していただきたいと思うのが、今回のアンケート結果の分析の中で、特に不適切な指導について、同一校で起こっている、また、同一教員が行っているというのが散見されることです。この背景に学校風土的なものはないのかなどを探っていただければと

思っています。

それから、分析において、絶対数が少ないからということも言えるかもしれませんが、小規模校において、発生件数が少なくなっている状況があります。注釈には、学校規模だけでなく今後考えていくということが書いてありますけれども、私は学校規模も多少影響したところがあるのではないかと受け止めています。これも一種の学校風土かもしれませんが、小規模校であると学校全体で受け止め、対応できる体制が整うのかなと思います。そういうことが、もしかするといじめの発生件数との相関もあるのではないかという考え方もできますので、ぜひ今後の方向性を探る一つのあり方として、意にとめていただければと思います。

2つ目ですが、これは元教員として自戒を込めて話をしなければならぬところですが、不適切指導というところで、指導の一環のつもりだったということで、時には厳しい指導が必要なときがあります。しかし、子どもが理解しないでその指導を受け止めたとしても、指導としては成立しないということです。我々教員が行うことについては大前提として信頼が成立して初めて厳しい指導も教育としての効果をなすということ、教職に携わる教員が専門的意識を持って再認識していかなければならない機会にしたいと強く感じた次第です。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。

今吉田委員からありました体罰、いじめも含めて、学校規模とどのような関係があるのか、相関関係があるのかどうかについては、データを分析してもらいましょう。お願いをしたいと思います。

それから、お話にありました、子どもたちと信頼関係を構築して、そしてまた理解を深め合ってこそ教育の効果が上がっていくという、その原点に立ち返っていくことがやはり大切だろうと思います。ありがとうございます。

それでは、次に、里村委員、お願いいたします。

○里村委員 必要な視点という観点から意見を申し上げます。

1つは、学習指導というのは教科指導と生徒指導から成り立っていると伺っておりますが、この体罰等を根絶するためには、今まで以上に生徒指導、教師の生徒指導力を磨く研修が必要ではないかということです。それは、今、先生方に施している研修の中身について、もう少し重点化する余地があるのではないかと考えております。体罰根絶に向けた指導、研修体制を抜本的にもう一度見直してみてもどうかということで

す。

その観点で少し補足しますと、例えば児童生徒の年齢や体力は小学校と中学校で違いますし、学年によっても大分違うわけです。ですから、その違いに着目して、研修のカリキュラム自体も小学校の教諭に対するものと中学校の教諭に対するものと、おのずから変わるところがあるのではないかと思います。そこに、我々の知恵を出す余地があるのではないかということです。

もう一つは、今年度の仙台市の「確かな学力育成プラン2018」というのが発表されましたけれども、あれは前向きな学力育成プランですが、体罰をなくすようなことも織り込むという工夫の余地もあるのではないかと思ったりもしています。

いずれにしても、児童生徒の発達段階や特性、それから、その時点で求められている教員の指導力、これがマッチするように、もう少し研修をアレンジしてみてもどうかということです。

それから、発達に特性のある児童生徒に対する担当教員に対する研修をもう少し重点化してみてもどうかであろうかということです。

あわせて、長期的な視点での検討課題は何かということのを常に頭に置いていかなければいけないということです。その一つが、それぞれの学校ごとにモラルサーベイをやってみてもどうかと思います。モラルサーベイというのは、学校全体のモラルがどうなっているかがある程度わかります。それは毎年続けなければいけません、先生たち全体のモラルがどうなのかということがわかって、体罰を起こしている学校のモラルは全体として低い可能性があります。民間の企業では、例えば事業所が300もあるような企業は事業所ごとのモラルをはかっているということがありますので、それを学校教育の中にも入れてみたらどうかということです。

もう一つは、マインド研修についてです。これは、仕事をやっていくときの心構えみたいなものを、きちんと正しいマインドに戻してあげるという研修も場合によっては必要かもしれません。教職についてから何年も先生をやるわけですから、その間にいろいろな悩みもありますし、また、困難なことに立ち向かうこともあると思いますが、しっかりと自信を持って教育に当たれるようなマインド研修にも力を入れてみたらどうかということです。

最後に、平成30年度になって、体罰根絶に向けた取り組みを今までと変わったなどということを現場に知らしめる方策が必要だろうと思います。その具体的な方策として、

例えば、教育長から校長先生以下にきちんと、今年度は根絶に向けて全員力を合わせて取り組むんだということを、現場に伝わるように発信していくことも検討してみてもどうかということです。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。

モラルサーベイの話、それから、教職員が節目で研修を受けており、その中にマインド研修と今ご指摘がありました。そういう視点というのもしっかりに重要だと思いました。長くかかる取り組みもありましょうし、即効性のある取り組みもあるだろうと思います。その辺もいろいろ整理をさせていただきながら取り組んでいきたいと思えます。

次は、花輪委員をお願いします。

○花輪委員 ぜひ先生方一人一人に考えてほしいこと、認識してほしいことを3点お話しさせていただきます。

まず、1点目です。体罰は指導放棄であること、教員の負けであること、ということです。身体的接触による指導、あるいは強い言葉、暴言による指導は、指導ではなく、指導を放棄した結果であると思えます。そのような行為をしなくとも、きちんとした言葉、丁寧な言葉で指導する、教育する力、教育力を持つことが教員側には求められると思えます。

2つ目です。体罰は受け取る側の感じ方で決まるということです。セクシュアルハラスメント、あるいはパワーハラスメントと同じように、体罰も受け取る側、具体的にされた側、あるいは当事者ではなくてもその場にいる人の感じ方で決まるものであることを認識していただきたいと思えます。身体的接触あるいは強い言葉の表現が、教員はそうではないと、指導の一環とよく言われますけれども、された生徒やそれを見聞きしている生徒が体罰であると認識すれば、それは体罰なのだということを先生方は強く認識すべきであると思えます。

3番目です。した、された、あるいはする、される、その2人の間の関係のみではなく、見聞きした第三者への影響も極めて大きいこと、これを認識すべきだろうと思えます。今回のアンケートでは、多くの事案が授業中、教室の中で起こっているということが明らかになりました。30人のクラスであれば、その行為は30通りの解釈が、受け取られ方がなされます。こういうことを先生方は認識すべきであると思えます。具体的に当事者ではなくても、それを見たり聞いたりして非常に心に動揺を受けてい

る生徒がいるということを、教員側は認識すべきだろうと思います。

以上3点、先生方に考えてほしいこと、認識してほしいことを述べさせていただきました。

○郡市長 ありがとうございます。

ご指摘のように、今回の分析では、指導の一環としてということ、教室の中で体罰、不適切な指導が行われている事例が多かったわけであり、体罰を行っている教員の認識と、そしてまた力量不足ということもあるのでしょう。重要なところだと思っております。こうした行為に頼ってしまわないように、教員の指導力をアップさせていく、それがやはりこの問題の解決の前提だろうと思います。

加えて、当事者の影響だけではないというご指摘をまたいただきました。その場にいた全員に対して影響が大きいものであるということ、これも念頭に対応していく必要があると思っております。ご指摘のように当事者以外のケアにもしっかりと心を砕いていくべきだろうと思います。ありがとうございます。

一通り、委員の皆様方からご意見をお聞かせいただいたところではございますが、体罰は許されないという意識を教員一人一人にどのように浸透させていくことができるのかという、そのところにもう少し言及をしていただいて、それだけに限らなくて結構でございますが、もう少しお話をお聞かせいただければと思います。

では、吉田委員、口火を切っていただけていいでしょうか。

○吉田委員 とにかく根絶に向けては、身体それから心に直接影響を及ぼすような体罰については言語道断でございますから、厳格かつ適切に指導、対応すべきだという必要を感じております。

このように体罰・不適切な指導という言葉がクローズアップされてしまいますと、我々大人が子どもに対してしかるということについて、尻込みをしてしまうということについて危惧を感じるわけです。体罰や不適切な指導としかるということは全然違うことだと思います。私を初め、ここにおられる多くの人たちは、しかられて育ってきたところがあるのではないかと思います。子どもにとってはしかられる権利というものを持っていると思います。逆に大人からすれば、やはり子どもたちを適切にしかって、そして健全に育てていくという義務もあるということだと思います。ですから、そこを絶対放棄してはだめだと思います。体罰や不適切な指導と区別しながら、今後も適切なしかりでもって育てていくということを忘れてはいけないと思ひ、あえて申

し上げさせていただきました。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。

吉田委員のご心配と同様に、私も教員が過度に委縮をしてしまっただけでは、本来の教育ということから、これもうまくいかないところも出てくるだろうと思いますので、ここはきちんと対処していく必要があると思います。教育委員会は、子どもにはしかられる権利があるという認識と、体罰とは違う厳正な指導が必要であるという観点を大切にして、今お話しいただいたところにもしっかりと対応していかなくてはならないと思いました。

齋藤委員はいかがでしょうか。

○齋藤委員 私は、新しい指導要領をひもといてみたいと思います。今回示している児童生徒の主体的・対話的な深い学び、こちらを目指していくことで教師の意識は変えることができると思います。その意識とは、教師主導の教育から子どもがみずから課題を見つけ問いを立てそれを探求していくという生徒主体の教育であります。これは新しい時代に求められる教師の姿でもあると思います。このように子どもとともに学ぶ教師、子どもに寄り添い子どもから学ぼうとする教師は、子どもとの信頼関係が十分に構築されると思います。

体罰としかるとは、私も全く違うことだと思います。先ほど、教諭とは教え諭すことと言いましたが、私はこの教え諭す中に、愛情を持ってしかるということもその一つだと思っています。ですから、信頼関係さえできていれば、子どもはしかられても、それは本当にいけなかったことなんだと理解ができるわけで、その信頼関係が十分に構築されることがまず大事なことだと思います。信頼関係は、体罰とは無縁な状態であり、ひいては体罰根絶につながると確信しております。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。

教員主導の教育から児童生徒主体の教育に変えていく、これが新しい時代に求められるというご指摘は、本当に心に入ってまいりました。子どもたち主体の教育が指導要領にも盛り込まれていて、これまで着目されにくかった自分の考えを広げていく力や問題を発見して解決していく力を、みずから身につけていくということ、これまた重要だと思いますし、教員は、子どもたちの立場になって、同じ目線で学習のあり方を考えてもらいたいと思うところでございます。

それでは、花輪委員、いかがでしょうか。

○花輪委員 2点、意見を述べさせていただきます。

まず、1点目は、発生事例から徹底的に学ぶこと、これに尽きるのではないかと思います。今回のアンケート調査で49件の体罰が明らかになりました。この体罰や不適切指導について、具体的中身を匿名化したうえで情報を先生方で共有し、その場面でどうすればよかったのかを徹底的に学ぶこと、これが必要だと思います。体罰は教育する力のなさから来ているという考え方で、それらを回避できるだけの教育する力を身につけることが大事だろうと思います。それから、研修という特別に設定した機会ももちろん大事ですが、学校現場における教員間の情報交換あるいは話し合いの中から、生徒を指導するための力を向上させることも同時に重要と思われれます。

2点目です。先ほど加藤委員からストレスをマネジメントするという話がありましたけれども、一歩進んで、アンガーマネジメントの導入が必要ではないかということです。先ほど、体罰等は指導の放棄ということ述べました。そうなる一つの要因は、アンケート結果にもありますように、怒りを制御できていない、感情的になってしまったと15%ぐらいの先生方が挙げております。そのように思いどおりにいかない場面で怒りが急にこみ上げてきてしまい、つい身体的指導、接触をしてしまったのではないのでしょうか。そうだとしたら、アンガーマネジメントの力をつけることも有効な手段の一つではないかと思います。物事を冷静に判断し、行動や言葉をコントロールするもう一人の自分をつくれるように、そうしたスキルを先生方は身につけるべきであらうと思います。以上です。

○郡市長 ありがとうございます。

体罰や不適切な指導に至った状況や背景を分析、整理して、それぞれ具体の事例を参考にした実践的な研修を行うこと、これが教員の意識を変えていくということに直結していただろうと思います。また指導力の向上につながっていただろうと思いますので、喫緊に取り組みなくてはいけないことだと思います。

また、今加藤委員からもご指摘がありましたけれども、孤立をさせない取り組みということと、そしてまた、怒りのコントロールについてもご指摘がございました。アンガーマネジメントの導入ということで、私自身もこのアンガーマネジメント、いかなるものなのか詳細を承知しておりませんが、今ご指摘いただいたように、感情的になってしまってそのような対応になってしまったという事例を見ますと、いかに自分の怒りを抑えられるかというのは教員の要素の一つでもあると認識をいたします。研修

にどのように盛り込めるのか、これも教育委員会でも考えていただければと思うところであります。

次は、里村委員、お願いします。

○里村委員 先ほどマインド研修を取り入れたらどうかと説明しましたが、具体性にやや欠けるところがありました。その点、今委員の皆さまから具体的な案が出てきており、アンガーマネジメント、怒りを自分でどうコントロールしていくかというのは、マインド研修の項目の一つになるわけです。それから、しかることと怒ることは違うんだということもよく話して聞かせる必要があろうかと思えます。親のような愛情を持たないとなかなかしかるということではできないですけれども、我々も小学校や中学校のときに先生からしかられた経験があるわけです。あれは非常に役に立っていると思います。ですから、やはり適切にしかるという指導を先生方が身につけていくということについては、今まで以上にサポートしてあげる必要があるという感じがいたします。

もう一つは、会話力を磨かなければいけないのではないかとということです。平成29年に告示された小学校、中学校の学習指導要領にも、一番最初に挙げられている改善点は、言語能力の確実な育成とあります。言語能力の育成に関しては、もう一度原点に戻って、先生方が子どもに対して言語能力を育成するだけではなくて、自分自身の言語能力の育成にも取り組む必要があると思えます。きちんとした言葉を発すれば、体罰は大分減ると思えます。そうしたところにも意識を浸透させる一つの手がかりがあるのではないかとということで、お話をいたしました。

そして、3番目は、なかなか誤解されやすいところではありますが、やはり一罰百戒という考え方をもっと浸透させなければいけないのではないかと思います。先ほど説明がありましたけれども、わずか3%の先生の行為で、教育界全体についてマイナスの影響を及ぼすわけです。百戒というのは、あってはならないことが起きた時にほかの人たちにもお互いに気をつけようと広く戒めることと理解しています。そういう不適切な行為があった時、何らかの形で全員に知らしめて、お互いに気をつけようという意見交換ができるような仕組みをつくって見たらどうかということです。

マインド研修について検討してはどうか、言葉の力というものを皆で醸成していかなければならないのではないかと、それから、つらいことだけれども一罰百戒という考え方を取り入れたらどうかという3点です。

○郡市長 ありがとうございます。

一罰百戒というご指摘ございました。この事案をみんなで共有していくことが抑止力につながるという考え方であると捉えさせていただきます。何が効果的なのか難しいと思いますが、もとより教員というのは教育公務員として高い倫理観を持っている人たちがついている職であろうと思っております。そして、そのような気持ちでその職業を選んでいると私自身も認識をしております。ですから、今、これらの調査で明らかになった点も、さらなる分析を踏まえた上で、何が効果的な抑止力につながっていくのか、これも教育委員会でどのようなことが考えられるのか、検討を進めてもらいたいと思ったところであります。

いろいろと言葉が大事であるということもご紹介をいただきました。そのとおりと思いながら聞かせていただいたところであります。

なかなか難しい課題ではございますけれども、中村委員、それではよろしく願います。

○中村委員 私は、体罰防止ハンドブックや不祥事根絶に向けた実例、研修資料などの活用もよいとは思いますが、見る時間がないとか、または仕事の山の中に埋もれてしまっては意味がありません。3%の先生方だけではなく全体に浸透させるために、例えば実際に体罰に頼らない指導を行っている方をお招きして、学校の代表ではなく、誰もが必ず1回はその研修会に参加をするようなものがあつたらいいのではないかと思います。紙に書かれたものよりも、目で見て、そして耳で聞いて肌で感じたほうがやはり心に響きますし、また、自分の考え、そして指導について聞きたいこともその場で質問ができる、そうした機会が多くあるといいのではないかと思います。

今までも体罰防止の研修はあつたと思うのですが、体罰防止の強化や必要性が説かれています。ただ説いているだけではなく、実になる研修を実際に行つてこそ意義があるのだと思いますので、今までと違う視点を入れた研修も必要ではないかと思えます。実の部分の話を大切に、これから取り組んでいただければと思います。

○郡市長 実のところをしっかりと捉えた研修内容にしてほしいというご意見でございました。教育委員会は、ぜひ今のご意見も踏まえて検討していただきたいと思います。

次、加藤委員にお願いいたします。

○加藤委員 体罰や不適切な行動はあつてはならないということ自体は誰もが当然と考えているにもかかわらず、こうした行為が起こることについて、2つの問題を考えます。

1つ目は、「これは不適切ではない」という教師の思いの中で教育の一環として行われる場合です。背景にはやはり教育上必要という思いや、ほかの生徒のために今この場面を抑えなければいけないという思い、または、コミュニケーションの一部として大事なことだと思っているなど、そうした教育へのむしろ熱意を背景にして教育の一環として行われているような場合があると思います。

こうした場合は、その先生が教育に熱意を持っているということは受け止めた上で進めていかなければいけないと思います。熱意はいいことだけれども、方向やあらわれ方が違うのだということを冷静に話し合っていく必要があります。このときに、個々の考える教育的行為とはどういうことなのか、あるいは教育への信念というのはどういうものなのかということを見直していくような機会を設けなければならないというアプローチになるのかと思います。その場合にも、ただだめではなく、そのかわりにどうすればいいのかということがないと、人間はなかなか対応が次へ進まないで、指導スキルをもう一度みんなで見直していくということかと思います。

もう一つは、先ほどアンガーマネジメントという言葉も出てきた部分です。人に対する職業、対人援助職や教育といった職業は、感情労働と呼ばれることがあります。この感情労働とはどういうことかという、教師の場合は自分の感情、情動をかなりコントロールしながら仕事をしなければならない、常に模範的でなければならない、常に適切に対応しなければならないということが期待され求められているので、そのために自分の感情を大分抑えながら仕事をしています。これは介護職にある方々や、例えば店舗の中で顧客に対応するような店員も同じです。かっとしても、それを出してはいけない、抑えなければならない、などコントロールをととても強く求められるということです。その疲労は大変回復しにくく、メンタルヘルスの不調を抱えやすいということも言われています。

教師はこういう労働者だということをご自分でも認識したほうがいいですし、また、周囲も互いに理解したほうがいいだろうと思います。学校の中にはたくさんの思うとおりにならない場面が常に起こっているのです。そのような思うとおりにならない場面で、自分が感情労働を強いられているのだということの自覚をもち、正しいアンガーマネジメント、ストレスマネジメント、または対処力を身につけていく必要があると感じています。

○郡市長 ありがとうございます。

感情労働であるということ、私は初めてお聞きいたしましたけれども、なるほど思  
って聞かせていただきました。子育てをする親もそうですけれども、本当になかなか  
思うとおりにいかないところもあって、それこそそれが多くの子どもたちを見ている  
先生方でありますから、もっと多くのストレスも抱えておられるのでしょうか。そうい  
う意味で、ストレスとうまく対応していくことがどのようにできるのか、その辺につ  
いてもいろいろと研究していかなくてはいけないと思って聞かせていただきました。  
これはとても重要な視点をいただいたと思います。

二回り、委員の皆様方からご意見をお聞かせいただいたところでもありますけれども、  
教育長からコメント願います。

○佐々木教育長 さまざまご意見をいただきましたが、体罰の禁止については、これまで  
も研修や折に触れて通知を行ってきたところですが、根絶していないという状  
況でございます。不適切な指導についても、例えば教育の一環であるとか親しい間柄  
だとかということで許されるものではないということをしっかりと現場にも認識して  
いただく必要があるということを、今回のアンケート結果から改めて感じたところ  
でございます。

教員全ての方が、今回のアンケート結果を受けて、自分自身にも、あるいは自分の学  
校でも起こり得るということ、我が事としてこうした事例を受け止めて理解、対応す  
ることが必要だと思いました。

教師がお互いどのように対処すべきか、学校の中で先生方同士がどのような支援や連  
携を進めたらいいのかという、これまでのように講師からお話を伺って考えるだけ  
ではなくて、参加型の研修を取り入れる必要があると思いました。例えばロールプレイ  
でその場面をつくって、どう対応するかということをやっていく、そうした手法もこ  
れから現実に起こったことを素材にしながらやっていけるのではないかと、より効果的  
な研修ということを進められるのではないかと考えております。

また、教員の指導力の向上という観点、これも大事だと思ひまして、より生徒との信  
頼関係を醸成しながら、体罰ではなく、きちんとした指導のもとで生徒の心に響く、  
届く、こうした指導を改めて浸透させていきたいと思ひました。

また、委員の皆様方から、体罰や不適切な指導を見聞きした他の児童生徒への影響と  
いうお話がありまして、私自身も大変重く大事なことだと受け止めました。体罰や不  
適切な指導を見た子どもが、こういうことも世の中にはあるんだと受け止めないため

にも、先生方一人ずつ、こうした行動がないようにしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。その際には、校長の学校運営や組織対応のマネジメントもまた大事なことだと思ひます。日ごろから先生方同士で話ができる、あるいは困ったときに手を挙げて支援を求めることができるような、そうした風通しのよい風土を日ごろから構築する必要あると思ひます。これには、校長のリーダーシップが必要だと思ひますので、こうした視点も取り入れながら、校長への指導、教頭への支援を進めていきたいと思ひます。

まだアンケート調査の分析が最終段階に至っておりませんが、引き続き分析をしながら、本日皆様からいただいたさまざまなご意見を踏まえまして、引き続き、一人一人の先生方に浸透するように、実効性のある体制、研修を進めていきたいと思ひます。

○郡市長 ただいま佐々木教育長から、今回の皆様方のご意見を踏まえて取り組んでいく決意もお感じいただけたのではなかろうかと思ひます。私自身も、この問題で委員の皆様方お一人お一人からさまざまなご意見を頂戴いたしましたが、それぞれのお立場から、本当に大きな気づきもいただきましたし、とても重要な視点をご開示いただいたものと、改めまして感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

仙台市の教育行政が信頼されるものとして前に進められるように、教育委員会とともに連携して取り組んでまいりたいと思ひますので、なおどうぞよろしくお願ひいたします。

### (3) 平成30年度教育委員会の主要事業について

○郡市長 それでは、今日の最後の議題でございます、(3)平成30年度教育委員会の主要事業についてでございます。

この件につきましては、昨年度のこの会議の場におきまして、専門家会議からの第1次提言についてご議論いただきまして、そのご意見を踏まえた上で編成した予算でございます。

今回は資料配付のみということでございますが、今後の教育予算の編成に当たりましては、この総合教育会議の場などを通じまして、私と教育委員会がしっかりと連携をし、必要な協議を行ってまいりたいと考えておりますので、なおお力添えを賜りますようによろしくお願ひ申し上げます。

### 3 その他

○郡市長 それでは、次第の3、その他ということになりますが、事務局から連絡事項等をお願いいたします。

○事務局 次回の会議につきましては、今後調整を行い改めてご連絡を申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

### 4 閉 会

○郡市長 それでは、委員の皆様方、30年度第1回の総合教育会議、終了ということではよろしいでしょうか。

長時間にわたって、本当にありがとうございました。今後またどうぞよろしくお願い申し上げます。お疲れさまでございました。